

特定技能制度を利用される皆さまへ

2025年（令和7年）4月1日から

特定技能制度の提出書類のルールが変更となります！

- 2025年4月1日から、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。
- これにより、特定技能制度の申請及び定期届出時の提出書類のルールが変更されます。
- 施行後の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 在留諸申請の提出書類

（1）同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている場合

- 同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている場合、提出書類のうち、下記（1）から（10）までの10項目の書類の提出が省略できます（※1）。

- （1）特定技能所属機関概要書（参考様式第1－11－1号）
- （2）登記事項証明書
- （3）業務執行に関与する役員の住民票
- （4）特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1－23号）
- （5）労働保険料の納付に係る資料
- （6）社会保険料の納付に係る資料
- （7）国税の納付に係る資料
- （8）法人住民税の納付に係る資料
- （9）特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号）
- （10）雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）

※1 必要がある場合には、別途、書類の提出をお願いすることがあります。

(2) (1) 以外の場合

- 全ての提出書類の提出が必要です。
- ただし、以下の①から⑥の機関等については、過去3年間に指導勧告書の交付、又は改善命令処分を受けておらず、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行う場合（※3）、上記（1）の10項目の書類を省略することが可能です。
 - ① 日本の証券取引所に上場している企業
 - ② 保険業を営む相互会社
 - ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
 - ④ 一定の条件を満たす企業等
 - ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
 - ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

※2 従前の書類省略のルールは、2025年4月1日以降は適用されませんのでご注意ください。

2. 定期届出の提出書類

- 特定技能外国人を受け入れている場合、上記1（1）の10項目の書類は、1年に1回提出する定期届出の際に提出することとなります（※3）。
- ただし、上記1（2）の①から⑥の機関等については、過去3年間に指導勧告書の交付、又は改善命令処分を受けておらず、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行う場合、当該10項目の書類を省略することが可能です（※4）。

※3 受入れ機関が毎年4月1日から5月31日までに提出する「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」の添付書類として、受入れ機関の適格性に関する書類を提出してください。

※4 定期届出における提出書類の省略を希望される場合は、施行規則改正後の定期届出の提出が始まる令和8年4月までに利用者登録をしていただくようお願いいたします。

オンライン申請や電子届出について、詳しくはこちらから↓

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineprocedures.html>

